

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県監査委員

○監査公表九件

告 示

○県営土地改良事業計画を変更した件

告 示

福島県告示第三百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、塩ノ田第二地区に係る原管ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年八月二十四日から
年九月十二日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

二本松市役所

(農林計画課)

福島県監査委員

監査公表第 1 5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成23年 8月23日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方 保
福島県監査委員 野 直
福島県監査委員 高 野 宏之

1 監査実施期間 平成23年7月21日～平成23年7月22日

2 監査対象機関 公所7箇所

3 監査の結果

監査は、平成22会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
会津児童相談所	平成23年7月22日	鳴原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成23年6月23日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
会津教育事務所	平成23年7月21日	鳴原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成23年6月23日
養護教育センター	平成23年7月21日	高野 宏之	実地監査	平成23年6月24日
耶麻農業高等学校	平成23年7月22日	鳴原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成23年6月24日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・ 行政財産使用許可に係る歳入科目を誤っている。

・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島北警察署	平成23年7月21日	鳴原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成23年6月21日

郡山警察署	平成23年 7 月21日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 6 月22日
会津若松警察署	平成23年 7 月21日	鳴原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成23年 6 月24日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 交通標識の修繕工事において、所定の手続を執ることなく修繕工事を実施しており、関係書類の数量等も一致していないものがある。(郡山警察署)
 - ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(会津若松警察署)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。(監査総務課)

監査公表第16号

平成23年 4 月15日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年 8 月23日

福島県監査委員	鳴 原 吉之助	福島県監査委員	鳴 原 吉之助
福島県監査委員	宗 方 保	福島県監査委員	宗 方 保
福島県監査委員	野 崎 直実	福島県監査委員	野 崎 直実
福島県監査委員	高 野 宏之	福島県監査委員	高 野 宏之

23 財 第 390 号
平成23年 5 月25日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 保 様
 福島県監査委員 野 崎 直実
 福島県監査委員 高 野 宏之

福島県知事 佐 藤 雄 平 ㊞

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成23年 3 月31日付け22福監第254号で報告のありましたことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
県北建設事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項

措 置 状 況

<p>(工事) 発注前における工事の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 県営住宅全面改善工事の設計積算において、木製建具の採用単価を誤ったため、設計額が課題となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の名称 県営住宅全面改善(蓬萊12号・建築)工事 2 内 容 正 設 計 額 255,746,400円 誤 設 計 額 260,407,350円 過大設計額 4,660,950円 <p>(是正、留意・改善の意見) 工事発注は、今回の技術監査における職員調査により設計積算が是正されて適切に執行されたが、工事の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制の強化に努めること。</p>	<p>設計資材単価等決定基準に基づく見積徴取について、再度徹底を図りました。あわせて、「設計積算における見積のチェックリスト」の作成を行い、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>今後は、適正な設計積算の執行に努めてまいります。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第17号

平成23年 4 月15日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年 8 月23日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 保
 福島県監査委員 野 崎 直実
 福島県監査委員 高 野 宏之

23 教 財 第 143 号
平成23年 7 月 6 日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保 様
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

定期監査の結果について (通知)
 福島県教育委員会委員長 田

平成23年 3月31日付け22福監第247号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定によりお知らせします。

須賀川高等学校 (別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 物品の購入手続に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 郵便切手について、平成21年 6月 5日に8,000円分を購入手続を行わずに受領し、代金を支払っていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 物品の購入に当たっては、関係書類を確認するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行うとともに内部牽制機能強化を図りました。</p> <p>物品購入代金については、平成23年 1月11日に支払いを行いました。今後は、組織内でのチェック機能を十分働かせるとともに、関係規程に基づき適正に行うよう、指導を徹底してまいります。</p>

喜多方桐桜高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 高等学校授業料収入の債権の保全管理等に著しく適正でないものがある。</p> <p>「事実」</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p>

<p>高等学校授業料について、職員調査日 (平成22年12月 7日) 現在で未納となっているものが、178件2,100,369円あり、支払確約書などによる時効中断や納入交渉等の徴収事務が十分に行われていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、校内の徴収体制を強化し、適正な債権管理を行い、授業料の未納の解消を図ること。</p>	<p>「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、家庭訪問などの督促活動を強化し、引き続き未納者に納付を求めるとともに、必要な者からは支払確約書を提出させるなどして、校内一体となって授業料の未納解消を図るよう、指導を徹底してまいります。</p>
--	---

小名浜高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 内部牽制が十分機能していないため、事務処理の執行に著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」 事務の執行において、内部牽制が十分に機能しておらず、事務処理に多くの誤りがある。</p> <p>1 平成21年度において授業料を免除した 2名分について、金額を誤って減額測定している。</p> <p>2 電柱に係る行政財産使用料について収入科目を誤って測定している。</p> <p>3 教員Aに係る扶養手当及び期末手当について、支給開始日の入力誤りにより過支給となっている。</p> <p>4 教員Bに係る住居手当について、家賃等の額の入力誤り及び支給改訂</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1の測定額誤りについては、平成22年 5月 1日に本来減額すべき額との差額分について処理を行い、正當な測定額といたしました。</p> <p>2の収入科目誤りについては平成23年 2月14日に科目更正を行いました。</p> <p>3ないし 5の各種手当で支給誤りのうち、22年度に係る不足支給分は 3月支給分で追給処理を行いました。21年度に係る不足支給分は平成23年 7月 6日に追給処理を行いました。</p> <p>今後は、事務の執行に当たっては管理職員を含めた複数職員による確認や決裁時のチェック機能を十分に行うことにより、適正な事務処理が行われるよう指導いたします。</p>

<p>日の認定誤りにより過支給となっている。</p> <p>5 教員特殊業務手当について、支給要件の確認を怠ったため延べ109日分について過不足支給となっている。</p> <p>〔是正・改善等の意見〕 事務の執行に当たっては、適切な事務処理と必要な内部牽制が的確に行われるよう、会計事務に従事する職員がその職責や役割を十分理解し、関係規程の遵守を徹底するとともに、事務処理方法等の改善・強化・充実を図ること。</p>	
--	--

平養護学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 職員手当の支給に著しく適切でないものがある。</p> <p>〔事実〕 1 教員Aに係る住居手当について、平成22年4月から平成22年6月分まで（3か月分）の家賃が月21,500円減額されているにもかかわらず、誤認定により過支給となっている。 正当支給額 34,500円 既支給額 66,600円 過支給額 32,100円</p> <p>2 修学旅行の生徒引率指導で宿泊を伴う業務について、職員B外14名に対する教員特殊業務手当が未支給となっている。 正当支給額 153,000円</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1 の過支給については、平成23年3月1日に収入処理を行いました。</p> <p>2 の不足支給については、平成23年3月1日に追給処理を行いました。</p> <p>今後は、職員手当の支給に当たっては、給与支給事務マニュアルなどを活用するとともに、組織内でのチェック機能を十分働かせ、支給要件等を十分確認して適正な事務の確保を図るよう指導徹底してまいります。</p>

<p>既支給額 0円 不足支給額 153,000円</p> <p>〔是正・改善等の意見〕 職員手当の支給に当たっては、支給要件を十分確認の上、適正に行うこと。</p>	<p>(監査総務課)</p>
---	----------------

監査公表第 1 8 号

平成23年4月15日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成23年8月23日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
福公委(会)第2号
平成23年7月1日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
様

定期監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成23年3月31日付(け)22福監第247号で報告のありました定期監査の結果については、下記のとおり措置を行いましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象部署
いわき南警察署
- 2 指摘事項及び措置状況について
別紙のとおり

(別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
[指摘事項]	

<p>自動車の修繕手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実) 無線警ら車について、平成21年6月2日から平成21年6月6日までの間に修繕しているが、この期間と異なった平成21年6月12日から平成21年6月16日までの間に修繕を行っている旨の調書を作成している。</p> <p>(是正、留意・改善の意見) 自動車の修繕手続に当たっては、チェック体制を強化し、関係書類を確認するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>次の事項を推進し、適正な事務処理に努めることといたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務処理の点検等の励行 支出調書等の決裁過程におけるチェックのほか、調書作成の前段において、担当職員相互の検討や点検、関係書類の確認の励行に努める。 2 事務処理要領の研さん等 会計事務について担当職員による研さんに努めるとともに事務処理要領等に疑義がある場合は、本部会計課や出納機関等への問い合わせにより関係規程に基づいた事務処理を徹底する。
---	--

(監査総務課)

監査公表第19号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年8月23日

福島県監査委員 鳴原吉之助	福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直実	福島県監査委員 宗方直実
福島県監査委員 野崎直実	福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之	福島県監査委員 高野宏之
	23財第610号
	平成23年6月27日

福島県知事 佐藤雄平 印
平成22年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員公舎の管理運営について
- 2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措置状況
<p>[知事部局総務部] 1 適切な財産管理について (1) 職員公舎規則等に基づく適正な事務手続の実施 ア 公舎台帳の整備、入居状況の報告等 イ 入居状況の報告 (改善又は検討を要する事項) 職員公舎規則に基づく入居状況報告が漏れなく行われるよう、徹底する必要がある。また借上公舎についても同様である。</p>	<p>今後、職員公舎を有効かつ効率的に利用するため、年2回の入居状況報告が漏れなく行われるよう、文書による依頼を徹底し、さらに担当者間の連絡調整を密にするなど、適切に事務手続を行い、公舎全体の状況把握に努めることとする。 なお、平成23年度上期の入居状況報告は、7月1日時点で実施する。</p>
<p>3 入居料等について (3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収 (改善又は検討を要する事項) 公舎の自動車の保管場所については、適正な使用者負担の観点から、整備状況に応じた使用料の徴収を早急に検討する必要がある。</p>	<p>職員公舎の駐車場については、国家公務員宿舎、県営住宅及び民間アパート居住者との公平性並びに適正な使用者負担の観点から、使用料の徴収について検討する必要があると考えている。 については、検討するに当たっての判断材料とするため、駐車場の整備状況及び利用実態の把握に努めることとする。</p>
<p>[知事部局] 4 有効かつ効率的な活用について</p>	

<p>(2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項) 部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。</p> <p>5 今後の公舎の在り方について (2) 設置及び管理の在り方 ア 既存公舎の現状把握 (イ) 公舎の入居状況等の把握 (改善又は検討を要する事項) 部局間での公舎の入居状況等の情報集約及び分析を十分に行い、各部局及び公舎管理者に積極的に提供していく必要がある。</p> <p>[知事部局農林水産部、総務部] 5 今後の公舎の在り方について (2) 設置及び管理の在り方 ア 既存公舎の現状把握 (イ) 特別公舎の現況 (改善又は検討を要する事項) 農業総合センターの特別公舎及び水産試験場相馬支場の特別公舎については、使用状況及び業務の状況を踏まえ、福島県職員公舎規則の規定の見直しを行う必要がある。</p>	<p>・職員公舎の共同利用を円滑に推進するため、各部局及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換に努めている。</p> <p>なお、有効活用の観点から、知事部局所管の公舎を他部局職員等に提供している。</p> <p>また、土木部所管のダム管理公舎にあつては、平成23年度から運用される職員公舎共同利用・集約基本計画に準じて、順次、入居基準の改正に努めることとしたい。</p> <p>・入居状況報告を各公舎管理者間で情報共有し、公舎全体の状況把握を行うとともに、職員公舎の共同利用を円滑に推進するため、各部局及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換に努めることとしている。</p> <p>・職員公舎規則の見直しを行い、農業総合センター畜産研究所沼尻分場及び水産試験場相馬支場の特別公舎について、平成23年3月31日付けで指定を解除した。</p>
---	--

(監査総務課)

監査公表第 2 0 号

平成23年 4 月15日 監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県企業局長から次のとおり措置状況の通知があつたので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年 8 月23日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 保
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

23企業第 275 号
 平成23年 7 月11日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 保
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県企業局長 斎 藤 隆 博

行政監査の結果に係る措置状況について (通知)

平成23年 3 月30日付(け22福監第253号)で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員公舎の管理運営について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>[企業局] 3 入居料等について (3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収 (改善又は検討を要する事項) 公舎の自動車の保管場所については、適正な使用者負担の観点から、整備状況に応じた使用料の徴収を早急に検討する必要がある。</p>	<p>・駐車場使用料の徴収については、現在検討しているところであるが、部局等の動向を踏まえ上で判断する。</p>

<p>4 有効かつ効率的な活用について (2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項) 部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、企業局管理の公舎においては、他部局等職員の入居を認めており、空室が出た場合はその情報を発信し、積極的に受け入れ、公舎を効率的に運営している。 今後も部局等に対し、引き続き空室情報を随時提供していく。
<p>5 今後の公舎の在り方について (2) 設置及び管理の在り方 ア 既存公舎の現状把握 イ 公舎の入居状況等の把握 (改善又は検討を要する事項) 部局間での公舎の入居状況等の情報集約及び分析を十分に行い、各部局及び公舎管理者に積極的に提供していく必要がある。</p>	

(監査総務課)

監査公表第 2 1 号

平成23年 4 月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年 8 月23日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 直 保
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

23 病 第 293 号
 平成23年 6 月30日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 直 保
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

<p>行政監査の結果に係る措置状況について (通知) 平成23年 3 月30日付け22福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。 (別紙)</p>	
<p>行政監査の結果に係る措置状況について</p>	
<p>1 監査対象 職員公舎の管理運営について</p> <p>2 所見及び措置の状況について</p>	<p>監 査 委 員 所 見</p>
<p>[病院局] 3 入居料等について (3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収 (改善又は検討を要する事項) 公舎の自動車の保管場所については、適正な使用者負担の観点から、整備状況に応じた使用料の徴収を早急に検討する必要がある。</p>	<p>措 置 状 況</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部局間で情報交換を図り、各部局の対応を参考に検討を進める。
<p>4 有効かつ効率的な活用について (2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項) 部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部局間及び各公舎管理者間での情報交換に努めるとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進めることとする。
<p>5 今後の公舎の在り方について (2) 設置及び管理の在り方 ア 既存公舎の現状把握 イ 公舎の入居状況等の把握 (改善又は検討を要する事項) 部局間での公舎の入居状況等の情報集約及び分析を十分に行い、各部局及び公舎管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入居状況等の情報集約及び分析に努め、有効活用の観点から各部局及び各公舎管理者に積極的に情報を提供していく

者に積極的に提供していく必要がある。

(監査総務課)

監査公表第22号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成23年8月23日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
23教財第267号
平成23年6月30日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

福島県教育委員会委員長 岡

行政監査に係る措置状況について(通知)

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありました行政監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員公舎の管理運営について
- 2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措置状況
[教育委員会] 4 有効かつ効率的な活用について (2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項) 部局間及び各地域の公舎管理者	・職員公舎の相互利用については、各部

間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。

(監査総務課)

監査公表第23号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成23年8月23日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
福公委(会)第1号
平成23年6月28日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

福島県公安委員会委員長 高瀬 淳 岡

平成22年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありました平成22年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。(別紙)

平成22年度行政監査の結果に係る措置状況

監査委員所見	措置状況
[警察本部] 4 有効かつ効率的な活用について (2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項) 部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交	・平成21年1月に県財産管理課が中心となつて関係部局の建物管理ワーキング

換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。

グループを設置しており、このワーキンググループを活用して相互の公舎に関する積極的な情報交換に努めた結果、現在、警察本部の4所属5名が知事部局所管の公舎に入居している。

(監査総務課)